

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
◎告示（高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定）の一部改正（都市計画課）	1

告 示

高知県告示第127号

平成8年7月高知県告示第495号（高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定）の一部を次のように改正し、令和8年3月13日から施行する。

令和8年3月6日

高知県知事 濱田 省司

1の表中「中村宿毛道路の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ100メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから宿毛インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）」を「中村宿毛道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）」に改める。

2の表中

「

中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから平田インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）

」

を「

都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域で、四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）

中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

に改める。